

記載例 (執行文付与申請書 ・単純執行文)

改正民事訴訟法が適用された電子判決書等の債務名義について、執行文が付与される場合、執行文は裁判所のシステム(mints等)に記録されることになります。

単純執行文付与申立ての手数料は、1通につき300円です。手数料はページによる**電子納付**となります。申請書を提出後、裁判所から納付方法についてご案内します。

【特例執行文付与申立事件用】

令和 ● 年 (●) 第 1 2 3 号 貸金請求 事件

執行文付与申請書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

●● 地方 簡易 裁判所 (●● 支部) 御中

〒 ●●●●●●●●
申請人 (債権者) 住所 ●● 県 ●● 市 ●● 町 ●● 一 ●

申請人 (債権者) 電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●
 (書面による申立ての場合) 執行文付与の通知は、上記の電話番号へお願いします。

申請人 (フリガナ) (債権者) 甲野 太郎 (コウノ タロウ)

債権者 (原告) 住所 ●● 県 ●● 市 ●● 町 ●● 一 ●

氏名 甲野 太郎

債務者 (被告) 住所 ●● 県 ●● 市 ●● 町 ●● 一 ●

氏名 乙野 花子

電磁的記録の表示

- 電子判決書
- 和解に係る電子調書 (口頭弁論又は弁論準備手続の電子調書を除く。)
- 第 ● 回口頭弁論の電子調書
(判決 和解)
- 第 回弁論準備手続の電子調書
(和解)
- 和解に代わる電子決定書
- その他 ()

申請の趣旨

頭書事件について、上記債務名義に係る電磁的記録に、下記の執行文の付与を求めます。

特例執行文付与申立事件とは、改正民事訴訟法全面施行後(令和8年5月21日)から改正民事執行法全面施行時(遅くとも令和10年6月)までの間に、裁判所のシステム(mints等)に記録された電子判決書等の債務名義について、執行文の付与を求める手続です。

こちらにチェック(☑)を入れていただくと、執行文の記録事項証明書の交付に代えて、電話により執行文を付与したことを通知します(強制執行の際は、執行文に係る事件特定情報を提供することで執行文の記録事項証明書の提出を省略できます。)

記載例 (執行文付与申請書 ・単純執行文)

申請の種類（該当するものにチェックを付けてください。）

- 執行文の付与（民事執行法第26条）
- 事実の到来したことを証してする執行文の付与
（民事執行法第27条第1項）
- 当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文の付与
（民事執行法第27条第2項）
- 民事執行法第177条第2項又は第3項の規定による執行文の付与

申請の事由

※民事執行法第26条に基づく執行文の付与以外の申請を求めるときは、その事由を以下に記載してください。

債務名義の記録事項証明書の提出は不要です。

添付書類

1
2
3

※書面で提出する場合には本申請書と一緒に提出（または同封）し、オンラインで提出する場合には本申請書と一緒にアップロードしてください。

記載例 (執行文付与申請書 ・承継執行文)

改正民事訴訟法が適用された電子判決書等の債務名義について、執行文が付与される場合、執行文は裁判所のシステム(mints等)に記録されることになります。

承継執行文付与申立ての手数料は、1通につき1500円(債務者が1名追加されるごとに1200円追加)です。手数料はペイジーによる**電子納付**となります。申請書を提出後、裁判所から納付方法についてご案内します。

【特例執行文付与申立事件用】

令和 ● 年 (●) 第 123 号 貸金請求 事件

執行文付与申請書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

●● 地方 簡易 裁判所 (●● 支部) 御中

〒 ●●●●●●●●
申請人(債権者)住所 ●● 県 ●● 市 ●● 町 ●● - ●●

申請人(債権者)電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●
 (書面による申立ての場合) 執行文付与の通知は、上記の電話番号へお願いします。

申請人(フリガナ)(債権者) 甲野 次郎 (コウノ ジロウ)

債権者 (原告甲野太郎
の承継人) 住所 ●● 県 ●● 市 ●● 町 ●● - ●●

氏名 甲野 次郎

債務者 (被告) 住所 ●● 県 ●● 市 ●● 町 ●● - ●●

氏名 乙野 花子

電磁的記録の表示

- 電子判決書
- 和解に係る電子調書(口頭弁論又は弁論準備手続の電子調書を除く。)
- 第 ● 回口頭弁論の電子調書
(判決 和解)
- 第 回弁論準備手続の電子調書
(和解)
- 和解に代わる電子決定書
- その他()

申請の趣旨

頭書事件について、上記債務名義に係る電磁的記録に、下記の執行文の付与を求めます。

特例執行文付与申立事件とは、改正民事訴訟法全面施行後(令和8年5月21日)から改正民事執行法全面施行時(遅くとも令和10年6月)までの間に、裁判所のシステム(mints等)に記録された電子判決書等の債務名義について、執行文の付与を求める手続です。

こちらにチェック(☑)を入れていただくと、執行文の記録事項証明書の交付に代えて、電話により執行文を付与したことを通知します(強制執行の際は、執行文に係る事件特定情報を提供することで執行文の記録事項証明書の提出を省略できます。)

記載例 (執行文付与申請書 ・承継執行文)

申請の種類（該当するものにチェックを付けてください。）

- 執行文の付与(民事執行法第26条)
- 事実の到来したことを証してする執行文の付与
(民事執行法第27条第1項)
- 当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文の付与
(民事執行法第27条第2項)
- 民事執行法第177条第2項又は第3項の規定による執行文の付与

申請の事由

※民事執行法第26条に基づく執行文の付与以外の申請を求めるときは、その事由を以下に記載してください。

債権者甲野太郎は、令和〇年〇〇月〇日に死亡しました。
そこで、債権者の子である申立人のために承継執行文の付与を求めます。
なお、債権者甲野太郎の相続人は、申立人のみです。

債務名義の記録事項証明書の提出は不要です。

添付書類

- 1 戸籍全部事項証明書
- 2
- 3

※書面で提出する場合には本申請書と一緒に提出（または同封）し、オンラインで提出する場合には本申請書と一緒にアップロードしてください。